

福岡県公報

平成二十八年六月七日
第三千七百九十八号
増刊
①

目次

規則 (第五十五号)

○福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則 (河川開発課) ……………一

訓令

○福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令 (調整課) ……………九
選挙管理委員会

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………九

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………一〇

○政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………一三

○資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………一四

○資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………一四

○資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………一五

再掲

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………一五

規則

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年六月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十五号

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則(平成二十六年福岡県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第六条に次の一項を加える。

3 前条第一項ただし書の規定により主任技術者を選任しない場合においては、電気事業法施行規則第五十二条第二項の規定による委託契約の受託者は、第一項に規定する主任技術者の職務を責任をもって遂行しなければならない。
第十二条に次のただし書を加える。

ただし、電気事業法施行規則第五十二条第二項の規定による委託契約の受託者が行う場合は、別表第三の二に定める基準によるものとする。

第十九条第一項に次の一号を加える。

五 保安に関する教育の状況

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第3の2(第12条関係)

1 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 月次点検 | 年次点検 | 臨時点検 |
|-------------------------------------|---|------------------|------|------|-----------------------|
| 受 電 設 備 (二次受電設備を含む) | 責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル | 外 観 点 検 | ○ | ○ | 必 要 の 都 度 |
| | | 観 察 点 検 | | ○ | |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ | |
| | | 絶縁診断(部分放電測定) | | | |
| | | 継 電 器 動 作 試 験 | | ※1 ○ | |
| | | 継電器との結合動作試験 | | ○ | |
| | 遮 断 器 開 閉 器 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | |
| | | 観 察 点 検 | | ○ | |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ | |
| | | 絶縁診断(部分放電測定) | | | |
| | | 継 電 器 動 作 試 験 | | ※1 ○ | |
| | | 継電器との結合動作試験 | | ※1 ○ | |
| | 断 路 器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母 線 電力用コンデンサ その他高圧機器 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | |
| | | 観 察 点 検 | | ○ | |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ | |
| | | 絶縁診断(部分放電測定) | | | |
| | 変 圧 器 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | |
| | | 観 察 点 検 | | ○ | |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ | |
| | | 絶縁診断(部分放電測定) | | | |
| | | 漏 え い 電 流 測 定 | ○ | ○ | |
| | | ※2 絶縁油の点検・試験 | | ○ | |
| | 配 電 盤 及 び 制 御 回 路 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | |
| | | ※3 電 圧 ・ 電 流 測 定 | ○ | ○ | |
| | | 観 察 点 検 | | ○ | |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ | |
| | | 絶縁診断(部分放電測定) | | | |
| | 受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | |
| 観 察 点 検 | | | ○ | | |
| 外 観 点 検 | | ○ | ○ | | |
| 観 察 点 検 | | | ○ | | |
| 接 地 装 置 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | | |
| | ※4 接 地 抵 抗 測 定 | | ○ | | |

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 月次点検 | 年次点検 | 臨時点検 |
|---------------------------------------|---|--|----------------|----------------|-------------------|
| 配電設備 | 開閉器 遮断器 変圧器 配電線 電線及び 接地装置 | 受電設備に準ずる | 同左 | 同左 | 必要 の 都 度 |
| | 電気使用場所の設備 | 外観点検 観察点検 ※5 絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 | ○ ○ | ○ ○ | |
| 非常用予備発電設備 | 原動機 及び 付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | ※6 保護装置動作試験 | | ○ | |
| | | 始動停止試験 | ※7○ | ※8○ | |
| | 発電機 及び 励磁装置 接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 発電電圧・周波数等測定 | ※7○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | ※6 絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 | | ○ ○ | |
| 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱 | | 受電設備に準ずる | 同左 | 同左 | |
| 小出力発電設備 | 原動機・付属装置 発電機・励磁装置 | 非常用予備発電設備に準ずる | 同左 | 同左 | |
| | 水力設備及び付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 ※6 絶縁抵抗測定 | | ○ ○ | |
| | 接地装置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱 | | 受電設備に準ずる | 同左 | |
| 蓄電池設備 | 蓄電池 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 液量点検 | | ○ | |
| | | ※9 電圧・比重・液温測定 | | ○ | |
| | 充電装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 ※6 絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 | | ○ ○ ○ | |
| 絶縁監視装置 | | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 設定値確認・検知動作試験 | ○ | ○ | |
| | | 自動伝送試験 | ○ | ○ | |
| | | 設定値の誤差確認 | | ○ | |

(2) 水力発電所

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 月次点検 | 年次点検B | 臨時点検 |
|------------------------------------|---|-----------------|------|-------|-------|
| 水力発電設備 | 水車 | ※10 外観点検 | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | ※11 観察点検 | | ※12 ○ | |
| | 発電機 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | ※6 絶縁抵抗測定 | | ○ | |
| | | ※4 接地抵抗測定 | | ○ | |
| | 配電盤等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器等 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 電圧・電流測定 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | |
| | | ※4 接地抵抗測定 | | ○ | |
| | | ※11 継電器との結合動作試験 | | ○ | |
| | | 継電器動作特性試験 | | ※1 ○ | |
| | | 漏えい電流測定 | ○ | ○ | |
| | | ※2 絶縁油の点検・試験 | | ○ | |
| | | ※2 内部点検 | | ○ | |
| | | ※11 制御装置試験 | | ○ | |
| | 起動停止試験 | | ○ | | |
| | 発電機室内 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | |
| | | ※4 接地抵抗測定 | | ○ | |
| | 土木工作物 | 点検、測定及び試験項目 | ○ | ○ | |
| 量水池 | 外観点検 | ○ | ○ | | |
| 管路施設 導水管 バルブ 特殊排気弁 空気弁 | 漏水点検 | ○ | ○ | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(1)(2)の注記

- (注) (1) ※1を付した項目は、特性試験及び結合動作試験を3年に1回以上行う。なお、特性試験等を実施しない年は、前回の試験記録の確認により代えることができる。
- (2) ※2を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。なお、PCB油混入のおそれがある場合、その一部又は全部を省略することができる。
- (3) ※3を付した項目は、配電盤指示計器で変圧器毎にその二次側の値を測定する。
- (4) ※4を付した項目は、前回の測定記録の確認により代えることができる。
- (5) ※5を付した項目は、絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。
- (6) ※6を付した項目は、場合によっては実施できないときがある。
- (7) ※7を付した項目は、前回の測定及び試験記録と比較し確認を行うものとする。
- (8) ※8を付した項目は、自動で起動及び停止を行うものとする。
- (9) ※9を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することができる。
- (10) ※10を付した項目は、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することができる。
- (11) ※11を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。なお、ダム水路主任技術者又は外部委託先以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。
- (12) ※12を付した項目は、抜き水等をして行う外観点検を3年に1回以上行う。なお、抜き水等を実施しない年は、前回の点検記録の確認により代えることができる。

2 工事に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 工事期間中の 点検 | 竣工検査 |
|-------------------------------------|---|---------------|--------------|------|
| 受 電 設 備 (二次受電設備を含む) | 責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル | 外 観 点 検 | ○ | ○ |
| | | 観 察 点 検 | | ○ |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ |
| | | 継 電 器 動 作 試 験 | | ○ |
| | | 継電器との結合動作試験 | | ○ |
| | 遮断器 開閉器 変圧器 | 外 観 点 検 | ○ | ○ |
| | | 観 察 点 検 | | ○ |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ |
| | | 継 電 器 動 作 試 験 | | ○ |
| | | 継電器との結合動作試験 | | ○ |
| | | ※1 絶縁油の点検・試験 | | ○ |
| | 配電盤 及び 制御回路 | 内 部 点 検 | | ○ |
| | | 外 観 点 検 | ○ | ○ |
| | | 観 察 点 検 | | ○ |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ |
| | 受電設備の建物・室 キュービクルの外箱 | 継 電 器 動 作 試 験 | | ○ |
| | | 外 観 点 検 | ○ | ○ |
| | | 観 察 点 検 | | ○ |
| 接 地 装 置 | 外 観 点 検 | ○ | ○ | |
| | 観 察 点 検 | | ○ | |
| | 接 地 抵 抗 測 定 | | ○ | |
| 配電設備 | 開閉器 遮断機 変圧器 配電線路 電線及び支持物 設置装置 | 受電設備に準ずる | 同左 | 同左 |
| 電気使用場所の設備 | 電 動 機 電 熱 器 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 設置装置 | 外 観 点 検 | ○ | ○ |
| | | 観 察 点 検 | | ○ |
| | | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ |
| | | 接 地 抵 抗 測 定 | | ○ |
| 絶縁監視装置 | | 外 観 点 検 | ○ | ○ |

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 工事期間中の点検 | 竣工検査 | |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------------------|----------|------|----|
| 非常用予備発電設備（小出力発電設備を含む） | 原動機 及び 付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 保護装置動作試験 | | ○ | |
| | | 始動停止試験 | | ○ | |
| | 発電機 及び 励磁装置 接地装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 発電電圧・周波数等測定 | | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | |
| | | 開閉器・遮断機・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱 | 受電設備に準ずる | 同左 | 同左 |
| | 水力設備及び付属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | |
| 蓄電池設備 | 蓄電池 及び 充電装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| | | 観察点検 | | ○ | |
| | | 液量点検 | | ○ | |
| | | ※2 電圧・比重・液温測定 | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗測定 | | ○ | |
| | | 接地抵抗測定 | | ○ | |

- (注) (1) 工事期間中の巡視、点検において、点検の一部又は全部を外部委託先以外の者を実施させる場合は、外部委託先の監督のもとに行い、その結果の記録を掲示し、外部委託先からの指導、助言を受けるものとする。
- (2) 竣工検査において、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を外部委託先以外の者を実施させる場合は、外部委託先に立ち合わせるとともに、点検、測定及び試験の結果の記録を掲示し、外部委託先は必要に応じて指導、助言するものとする。
- (3) 電気工作物の施工状況によっては、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を省略することができる。
- (4) ※1を付した項目は必要が認められる場合に行う。
- (5) ※2を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することができる。

(2) 発電所

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 工事期間中の 点検 | 竣工検査 |
|------------------|-------------|------------------------------|--------------|------|
| 発 電 設 備 | 原 動 機 | 外 観 点 検 | ○ | ○ |
| | 水 車 | 観 察 点 検 | | ○ |
| | 発 電 機 | ※1 機 関 の 調 整 ・ 整 備 | | ○ |
| | 配 電 盤 等 | 絶 縁 抵 抗 測 定 | | ○ |
| | 始 動 用 設 備 | 接 地 抵 抗 測 定 | | ○ |
| | 蓄 電 池 設 備 | ※1 継 電 器 と の 結 合 動 作 試 験 | | ○ |
| | 燃 料 供 給 施 設 | 継 電 器 動 作 特 性 試 験 | | ○ |
| | 冷 却 装 置 | ※2 絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験 | | ○ |
| | 発 電 機 室 内 | 内 部 点 検 | | ○ |
| | 光 電 池 設 備 | ※1 制 御 装 置 試 験 | | ○ |
| | 電 池 本 体 | 起 動 停 止 試 験 | | ○ |
| | 電 力 変 換 装 置 | ※3 蓄 電 池 電 圧 ・ 比 重 ・ 液 温 測 定 | | ○ |

- (注) (1) 工事期間中の巡視、点検において、点検の一部又は全部を外部委託先以外の者に実施させる場合は、外部委託先の監督のもとに行い、その結果の記録を掲示し、外部委託先からの指導、助言を受けるものとする。
- (2) 竣工検査においては外部委託先と協議して行う。また、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を外部委託先以外の者に実施させる場合は、外部委託先に立ち合わせるのと同時に、点検、測定及び試験の結果の記録を掲示し、外部委託先は必要に応じて指導、助言するものとする。
- (3) 電気工作物の施工状況によっては、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を省略することができる。
- (4) ※1を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
- (5) ※2を付した項目は必要が認められる場合に行う。
- (6) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部省略することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第十一号

福岡県教育委員会訓令第三号

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年六月七日

本庁
出先機関

福岡県知事 小川 洋
福岡県教育委員会

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令

福岡県同和对策会議規程（昭和四十一年九月 福岡県訓令第十六号）福岡県教育委員会訓令第三号）の一部を

次のように改正する。

第五条第二項中「総務部私学学事振興局学事課長」を削り、「新社会推進部社会活動

推進課長」を「人づくり・県民生活部社会活動推進課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体 代表者 会計責任 主たる事務 公職の種類 一以上の市町
の名称 の氏名 者の氏名 所の所在地 (第一号) 村等の区域を 届出年月日
単位として設
けられる支部

民主党福岡 山内 康一 竹内 美貴 福岡県福岡 衆議院議員 〇 二八、三、二
県第3総支 市早良区室
見二一六
部 一〇

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任 主たる事務所の所在地 届出年月日
の氏名 者の氏名
笠井かなえと未来を 笠井香奈枝 林田 公子 福岡県宗像市東郷二一四一五 二八、三、二九
つくる会

全国同和・福祉・環 小松 孝一 白川 秀之 福岡県田川郡川崎町大字池尻一 二八、三、二四
境・推進協議会 一〇

高木しんじ後援会 高木 伸治 高木 伸治 福岡県宗像市樟陽台二一三一 二八、三、二九
躍進の会 矢田部左近 山本 正彦 福岡県福岡市南区横手二一三八 二八、三、三
一〇

福岡県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年六月七日

(一) 政党の支部
 福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党 久留米支部 原口 劍生 会計責任者の氏名 江頭 渡 小坪 鉄藏 二八、三、一〇

自由民主党 小倉北支部 山本慎一郎 主たる事務所の所在地 福岡県北九州市小倉北区砂津一―六 倉北区重住三一―一―二五―三〇二 〇―一五 二八、三、二九

自由民主党 自由民主党 佐々木健五 会計責任者の氏名 藤本 倫康 山本 英輔 二八、三、一

自由民主党 福岡県北九州市若松区第三支部 上野 照弘 会計責任者の氏名 上村 陽子 加藤 愛子 二八、一、四

自由民主党 福岡県倉庫支部 城野 隆行 会計責任者の氏名 押井 和徳 北崎 保 二七、七、一

自由民主党 福岡県たばこ販売支部 加藤 正信 代表者の氏名 加藤 正信 脇園 悟 二七、四、一五

自由民主党 自由民主党 大原弥寿男 会計責任者の氏名 大原 芳晴 富田浩三郎 二七、六、一

自由民主党 宗像支部 伊豆美沙子 会計責任者の氏名 吉田眞士男 石松 茂昭 二七、六、一

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
 政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

明石哲也後援会 明石 政巳 代表者の氏名 明石 政巳 北住 吉彦 二八、三、一

秋永みねこ後援会 秋永 峰子 代表者の氏名 樋口 牧子 末次 豊彦 二八、一、一

阿部やすお後援会 松丘 政文 主たる事務所の所在地 福岡県筑紫野市二日市北三―三―一― 二日市北四―二―九〇―四 二八、三、五

飯塚医師連盟 松浦 尚志 代表者の氏名 松浦 尚志 馬郡 良英 二六、四、一

稲員としお後援会 稲員 稔夫 代表者の氏名 稲員大三郎 中村 政之 二八、三、一

えとう真実とレインポープロジェクト 江藤 真実 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市西区愛宕二―一〇―一―二プレシヤス 二九―一六―愛宕一階 二七、一、一

大原やすお後援会 大原弥寿男 代表者の氏名 大原 芳晴 富田浩三郎 二七、六、一

小田和久後援会 畠田 守悦 代表者の氏名 畠田 守悦 加納 利夫 二七、九、一五

遠賀中間薬劑師連盟 田中 孝一 代表者の氏名 田中 孝一 森 保 二八、三、三〇

久留米三井薬劑師連盟 友安 義延 主たる事務所の所在地 福岡県久留米市通町六―四 福岡県久留米市高良内町二八〇 二八、一、一五

鯉川信二後援会 大神 亨 代表者の氏名 大神 亨 矢野 宏 二七、八、一

幸福実現党粕 岡本 俊二 会計責任者の 渡辺 公則 中島 徹 二八、三、五
屋後援会 氏名

こがよしのり 古賀 義教 会計責任者の 古賀セイ子 松尾 義弘 二七、三、一〇
後援会 氏名

櫻井英夫後援 中村 京子 代表者の氏名 中村 京子 中村 博美 二八、一、四
会

佐々木けんご 佐々木健五 会計責任者の 藤本 倫康 山本 英輔 二八、三、一
後援会 氏名

佐々木ますお 佐々木益雄 会計責任者の 佐々木喜子 大中 清治 二八、三、一〇
後援会 氏名

瀬戸ひかる後 瀬戸 光 会計責任者の 和多 政博 和多 正博 二六、一、一〇
援会 氏名

高橋ひろのぶ 高橋 弘展 会計責任者の 野村 幸代 梶原 寛暢 二七、六、三〇
後援会 氏名

竹下しづお後 竹下司津男 主たる事務所 福岡県古賀市花 福岡県古賀市天 二八、三、一
援会 所在地 鶴丘二—三一— 神一—一四—一 二

筑豊民族協議 吉野 信幸 会計責任者の 中村 道成 中村 泰之 二七、三、一
会 氏名

中富正徳後援 中富 正徳 会計責任者の 長尾 幸子 蒲池 豊子 二七、一、一〇
会 氏名

中原せいご後 石崎 一郎 代表者の氏名 石崎 一郎 本田 祥一 二八、三、一
援会

日本司法書士 牧園 雅充 代表者の氏名 牧園 雅充 原田 信幸 二七、五、二三
政治連盟福岡 会計責任者の 林 啓介 松本 篤

原ひであき後 武末 亘 主たる事務所 福岡県春日市須 福岡県春日市須 二八、三、三〇
援会 所在地 玖南五—一二— 玖南四—八 九〇六

平井信太郎後 桜木久寿雄 主たる事務所 福岡県大野城市 福岡県大野城市 二七、五、三一
援会 所在地 南大利一—二三 南ヶ丘一—二一 五ヶニガワビル 一五

福岡県印刷産 白石 秀充 代表者の氏名 白石 秀充 木村 俊作 二八、二、二六
業政治連盟 会計責任者の 伊藤 茂樹 白石 秀充

福岡県商工会 磯山 誠二 代表者の氏名 磯山 誠二 末吉 紀雄 二七、九、一七
議連盟

福岡県商工政 三輪 朋之 会計責任者の 藤本 芳博 佐々木嘉朋 二八、三、一四
治連盟古賀市 支部 氏名

福岡県商工政 中園 博文 会計責任者の 中尾 弘道 鬼丸 秀雄 二七、四、一
治連盟添田支 部 氏名

福岡県商工政 前田 哲男 代表者の氏名 前田 哲男 平山 一美 二七、一、一五
治連盟筑前町 支部 氏名

福岡県商工政 原田 誠 会計責任者の 西島 賢一 徳丸 照人 二七、四、一
治連盟福津市 支部 氏名

福岡県農政連 橋村 良明 代表者の氏名 橋村 良明 仙頭 茂好 二八、三、一一
八女支部黒木 地区 氏名

福岡県農政連 中園 広明 代表者の氏名 中園 広明 中村 憲二 二七、八、八
八女支部立花 地区

福岡県農政連 中富 直俊 代表者の氏名 中富 直俊 永松 孝信 二七、六、一
八女支部筑後 地区 氏名

福岡県農政連 川口 英夫 代表者の氏名 川口 英夫 中山 世一

福岡県農政連 中富 直俊 代表者の氏名 中富 直俊 永松 孝信 二七、六、一
八女支部筑後 地区 氏名

福岡県農政連 中富 直俊 代表者の氏名 中富 直俊 永松 孝信 二七、六、一
八女支部筑後 地区 氏名

福岡県農政連 中富 直俊 代表者の氏名 中富 直俊 永松 孝信 二七、六、一
八女支部筑後 地区 氏名

福岡県農政連 中富 直俊 代表者の氏名 中富 直俊 永松 孝信 二七、六、一
八女支部筑後 地区 氏名

福岡県農政連 山口 祐次 代表者の氏名 山口 祐次 二七、七、三一
 八女支部星野 地区 会計責任者の 西田 成寿 原口 昇

福岡県福岡地 吉田扶久子 代表者の氏名 吉田扶久子 二七、六、八
 区税理士政治 会計責任者の 西野龍太郎 加茂 邦彦 二七、二二、一
 連盟 氏名

ふくおか市民 大田るり子 代表者の氏名 大田るり子 伊東 洋子 二八、三、二五
 政治ネットワ 一ク・古賀 因幡 真澄 平 直美 二八、三、二七

ふくおか市民 清水 倫子 主たる事務所 福岡県福岡市城 福岡県福岡市城 二八、三、一七
 政治ネットワ 一ク・那珂川 代表者の氏名 因幡 真澄 平 直美 二八、三、二七

南 一ク・福岡城 三二五清水方 一 上村 幸子 二八、三、二七
 代表者の氏名 清水 倫子

ふくおか市民 豊嶋 聡子 代表者の氏名 豊嶋 聡子 森 文子 二八、三、二
 政治ネットワ 会計責任者の 山之内芳晴 澤渡 節子 二八、三、二

ふたば公人後 香田 実 代表者の氏名 香田 実 二場 浩隆 二七、二、一
 援会 会計責任者の 四郎九啓昭 二場聡二郎

ふなこし隆之 船越 隆之 主たる事務所 福岡県太宰府市 福岡県太宰府市 二七、五、一〇
 後援会 所在地 五条一―二二 五条一―二四四

松下としお後 力丸 正行 政治団体の名 松下としお後援 松下としお後援 二八、三、二二
 援会(なじみ 会(なじみ会) 称 主たる事務所 福岡県中間市長 福岡県中間市通 津二―二二―二 谷二―二二―一

代表者の氏名 力丸 正行 西田 義幸

宮若・鞍手郡 春田 章匡 政治団体の名 宮若・鞍手郡改 春田あきまさ後 二八、一、一六
 改革21 草21 援会

みらい福岡 笠 康雄 会計責任者の 浜崎 太郎 三角公仁隆 二七、五、一
 氏名

村上百合子後 村上百合子 会計責任者の 村上 博文 手嶋 輝之 二八、三、二九
 援会 氏名

森文字とすこ 森 文子 会計責任者の 山之内芳晴 澤渡 節子 二八、三、二
 やかな未来を つくる会 氏名

森崎巨樹後援 森崎 巨樹 会計責任者の 森崎 純子 森崎 一誠 二八、一、一
 会 氏名

八木のりお後 八木 徳雄 主たる事務所 福岡県北九州市 福岡県北九州市 二八、三、二五
 援会 所在地 門司区大里本町 門司区大里戸ノ 二―一―一六 上―一五―一一

やすなが浩之 瀬口 学 会計責任者の 安永 愛子 加藤 哲夫 二八、三、四
 後援会 氏名

八幡薬剤師連 脇園 隆二 会計責任者の 星野 正俊 藤本 正憲 二七、一、一
 盟 氏名

よしとみ巧後 吉富 巧 会計責任者の 吉富まり子 馬場 和子 二七、四、一〇
 援会 氏名

吉永雪男後援 吉永小百合 代表者の氏名 吉永小百合 矢本 憲文 二八、二、一〇
 会

りくた孝則後 陸田 実 会計責任者の 山崎 隆司 安永 雅晴 二八、三、二二
 援会 氏名

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|------------|--------|----------|
| 赤木達男後援会 | 赤木 達男 | 二八、三、一 |
| 秋成茂信後援会 | 小島 晴喜 | 二七、一二、三一 |
| 阿具根しんや後援会 | 阿具根真哉 | 二八、二、一九 |
| EARTH ROCK | 佐竹 敏昭 | 二七、一二、三一 |
| いしはら浩二後援会 | 石原 浩二 | 二八、二、二九 |
| 市津広海後援会 | 市津 広海 | 二七、一二、二五 |
| 井上やすひろ後援会 | 井上 保廣 | 二七、七、三一 |
| 入江裕二郎後援会 | 入江裕二郎 | 二七、一二、三一 |
| いわなが利勝後援会 | 岩永 利勝 | 二八、三、一〇 |
| 岩本壮一郎後援会 | 石橋 一海 | 二八、三、三一 |
| 塩田昌生後援会 | 植田 優 | 二七、一二、三一 |
| 遠藤嘉昭後援会 | 遠藤 嘉昭 | 二七、一一、二八 |
| おおぎ敏彦後援会 | 大城 敏彦 | 二八、三、二〇 |
| 太田強後援会 | 太田 強 | 二八、三、二 |
| 岡部ゆきひろ後援会 | 石井 宣之 | 二七、一二、三一 |
| おだ勝彦後援会 | 津田 政敏 | 二七、一二、三〇 |
| 小田すぐる後援会 | 小田 卓 | 二七、一二、一 |

春日那珂川政経研究会

喝手連

かみむら幸子と未来をつくる会

川島忠孝後援会

河端力三後援会(主たる事務所の所在地 田川郡糸田町西部二三八二)

小松孝一後援会

小柳みちえ後援会

榊朋之後援会

すが太助を応援する会

谷口てるあき後援会

ちくしの新時代をつくる会

中川やすたか後援会

中島まさかず後援会

中島みわ子と未来をつくる会

なかみち誠明後援会

中村うち広後援会

ニイムクラブ

西口周治後援会

林田たかあき後援会

ひらばる四郎後援会

平見光司後援会

渡辺 英幸 二七、一二、三一

甲斐 武 二七、一二、三一

上村 幸子 二八、三、五

川島 忠孝 二七、一二、二一

坂元 博 二七、一二、一〇

小松 孝一 二七、六、二〇

小柳 道枝 二七、一二、三一

榊 朋之 二七、一二、三一

菅 太助 二七、五、三一

谷口 輝昭 二八、三、一三

平原 四郎 二七、一二、三一

中川 康隆 二八、二、二九

中島 正一 二七、一二、三一

中島美和子 二八、三、一

忠津 孝 二七、一二、二〇

中村 内廣 二七、五、一〇

新村 雅彦 二八、二、二九

松田喜代治 二七、一二、三一

林田 貴晃 二七、一二、一

谷 久子 二七、一二、三一

岩本 康男 二七、一二、二〇

| | |
|-----------|----------------|
| 三原おさむ後援会 | 三原 修 二八、二、二六 |
| 山崎ひろみ後援会 | 山崎 廣美 二七、一二、一 |
| 山下元生後援会 | 野間口資二 二八、三、一七 |
| 山本みきお後援会 | 山本 幹雄 二八、三、一八 |
| 吉田アツシ後援会 | 吉田 厚 二七、一二、三二 |
| 吉田高志郎後援会 | 加生 末男 二八、二、一二 |
| 渡辺一後援会 | 渡辺 一 二七、一二、三二 |
| わたなべ英幸後援会 | 諸岡 正明 二七、一二、三二 |

福岡県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| | | | | |
|-----------------------|---------|-----------|---------------|---------|
| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
| 笠井香奈枝 | 宗像市議会議員 | 笠井かなえと未 | 福岡県宗像市東郷二四一五 | 二八、三、二五 |
| 堀 大助 | 福岡県議会議員 | 堀大助後援会 | 福岡県行橋市上津熊九三二三 | 二八、三、二五 |

福岡県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| | | | |
|------------------|---------------|-----------|------------------------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動年月日 |
| 塩田 文男 | P・M・A c l u b | 公職の種類 | 築上町議会議員 二七、三、一 |
| 白石 卓也 | 白石卓也後援会 | 政治団体の名称 | 元気な太宰府市をつくる会 二六、一〇、一 |
| 竹下司津男 | 竹下しづお後援会 | 主たる事務所所在地 | 福岡県筑紫野市 二日市西三一五 五五二一三一 八コート三〇一 四〇六 |
| 春田 章匡 | 宮若・鞍手郡改革21 | 政治団体の名称 | 春田あきまさ後援会 二八、一、一六 |
| 平原 四郎 | ちくしの新時代をつくる会 | 公職の種類 | 筑紫野市長 一五、二、一 |
| 美浦 喜明 | みうら喜明後援会 | 公職の種類 | 水巻町長 二五、一一、一四 |
| 森田 卓也 | 森田卓也後援会 | 公職の種類 | 宗像市議会議員 二四、一一、一 |
| 竹下司津男 | 竹下しづお後援会 | 主たる事務所所在地 | 福岡県古賀市花 鶴丘二二三一 神一一四一一 八 |
| 春田 章匡 | 宮若・鞍手郡改革21 | 政治団体の名称 | 宮若・鞍手郡改革21 二八、一、一六 |
| 平原 四郎 | ちくしの新時代をつくる会 | 公職の種類 | 筑紫野市長 一五、二、一 |
| 美浦 喜明 | みうら喜明後援会 | 公職の種類 | 水巻町議会議員 二五、一一、一四 |
| 森田 卓也 | 森田卓也後援会 | 公職の種類 | 宗像市議会議員 二四、一一、一 |

福岡県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

| 資金管理団体の届出した者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|-----------------|----------------|----------|
| 井上 保廣 | 井上やすひろ後援会 | 二七、七、三二 |
| 太田 強 | 太田強後援会 | 二八、三、二 |
| 上村 幸子 | かみむら幸子と未来をつくる会 | 二八、三、五 |
| 川島 忠孝 | 川島忠孝後援会 | 二七、一一、二一 |
| 倉掛 小竹 | くらかけ小竹と笑顔の仲間たち | 二八、三、二五 |
| 小柳 道枝 | 小柳みちえ後援会 | 二七、一一、三二 |
| 榊 朋之 | 榊朋之後援会 | 二七、一一、三二 |
| 中川 康隆 | 中川やすたか後援会 | 二八、二、二九 |
| 中島美和子 | 中島みわ子と未来をつくる会 | 二八、三、一 |
| 中村 内廣 | 中村うち広後援会 | 二七、五、一〇 |
| 新村 雅彦 | ニイムラクラブ | 二八、二、二九 |
| 平井信太郎 | 平井信太郎後援会 | 二八、一、一五 |
| 船久保信昭 | ふなくぼ信昭後援会 | 二八、三、二〇 |

山崎 廣美 山崎ひろみ後援会 二七、一一、一

吉田 厚 吉田アツシ後援会 二七、一一、三一

吉富 巧 よしとみ巧後援会 二八、三、三〇

渡辺 英幸 春日那珂川政経研究会 二七、一一、三一

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十号

本庁 出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年六月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表国際交流事務関係の項を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。